

官公需法に基づく「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成29年7月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条に基づき、毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、閣議決定しているもの。

1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成28年度実績	平成29年度目標
官公需総額	7兆4,496億円	6兆9,347億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆8,565億円	3兆8,185億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.8%	55.1%

(参考) 官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約の実績及び目標

<目標>

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、3年間で倍増とするよう努める。

<実績>

平成28年度 契約実績 1,278億円 1.72%

2. 平成29年度に新たに講ずる主な措置

① 知的財産権の取り扱いの明記

従前から知的財産権の取り扱いについて「書面をもって明確にする」ことが明記されていたが、これについて更なる周知徹底を図るとともに、知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努める。

② 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

人件費比率の高い役務契約において、部分払いを導入することにより資金繰りの厳しい中小企業・小規模事業者の健全な事業運営・人材確保を図る。

③ 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）において、年度途中の最低賃金額改定時に契約金額の見直しを検討することにより、官公需において最低賃金額の遵守に努める。